

2026年4月7日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 CEO 高 崎 正 年
(コード 3121 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 CFO 加 藤 東 司
(TEL 03-6434-5540)

外部協力者に対する第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年4月7日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分要領

(1) 処 分 期 日	2026年4月23日
(2) 処 分 株 式 数	100,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき235円
(4) 処 分 総 額	23,500,000円
(5) 募集又は処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 クリエイトキャピタル株式会社 100,000株

2. 処分の目的及び理由

処分予定先であるクリエイトキャピタル株式会社は、M&A戦略やIR戦略に長年の経験を持つスタッフや、経営コンサルタントとしてもITコンサルタントとしても長年の実績を持つスタッフを擁し、社外の専門家集団や上場会社役員経験者も活用し、上場会社を対象に、企業価値向上のため、M&A案件の提案や、投資家目線での経営戦略、情報発信、資金調達について、助言を行う会社であります。

当社は、投資会社として、これまで、金融機関からの借入を原資に、安定的な家賃収入や一定のキャピタルゲインが見込める不動産案件を中心に、投資を行ってまいりました。

しかしながら、さらなる企業価値向上を実現するため、また、昨今の金利や不動産価格の上昇に対処するため、保有する不動産物件を売却し、利益やキャッシュフローを確保し、また、資金調達も行い、これまでの不動産を中心とした堅実な投資戦略から、より収益性の高いM&Aやエクイティ案件を中心とした投資戦略に切り替えることを課題と考えております。

クリエイトキャピタル株式会社には、このような当社の課題を理解のうえ、具体的なM&A案件、また、当社の経営戦略にまで踏み込んだ提案を期待し、その報酬として、当社株式を割当て、企業価値向上にインセンティブを持った形で、コンサルティング契約を締結するものであります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

企業価値向上を目的に、当社が処分予定先と締結したコンサルティング契約に基づく、処分予定先の当社に対する金銭債権を現物出資の目的とするため、該当する事項はありません。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

企業価値向上を目的に、当社が処分予定先と締結したコンサルティング契約に基づく、処分予定先の当社に対する金銭債権を現物出資の目的とするため、該当する事項はありません。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の払込金額は、処分予定先との協議の結果、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年4月6日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値235円を基準とし、直前取引日の終値である235円といたしました。

なお、本自己株式処分の払込金額は、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前取引日までの1カ月間の終値平均である219.25円から7.18%のプレミアム、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である222.75円から5.50%のプレミアム、当該直近取引日までの6カ月間の終値平均である231.83円から1.37%のプレミアムとなっております。

直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によると、第三者割当により自己株式の処分を行う場合には、その払込金額は原則として自己株式の処分に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分にかかる処分株数100,000株（議決権1,000個）は、2025年3月27日現在の当社普通株式の発行済株式総数31,806,190株に対して0.31%（議決権総数303,558個に対する割合0.33%）に相当し、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。本件自己株式処分は当社の今後の事業拡大や企業価値向上に資するものと考えており、本自己株式処分に係る処分株式数および株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

a. 名称	クリエイトキャピタル株式会社
b. 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
c. 代表者の役職・氏名	代表取締役 土居 慎也
d. 事業内容	① 投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運用及び管理業務 ② 投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合への投資業務 ③ 有価証券の取得、投資、保有及び運用業務 ④ M&Aコンサルティング業務 ⑤ 経営コンサルティング業務 ⑥ 前各号に附帯又は関連する一切の業務
e. 資本金	6,750,000円
f. 設立年月日	2024年10月31日
g. 大株主及び持株比率	株式会社ケイアンドアイ国際ホスピタリティマネジメント 50.0%、土居 慎也 40.0%、林 英樹 10.0%
h. 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 1. 当社は、独立した第三者の専門調査機関に調査を依頼し、同機関より受領した調査報告書により、処分予定先、当該処分予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2. 「最近3年間の経営成績及び財政状態」につきましては、処分予定先より開示を受けており

ません。

3. 本欄は、別途記載のある場合を除き、2026年4月7日現在におけるものです。

(2) 処分予定先を選定した理由

「2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 処分予定先の保有方針

当社は、処分予定先が、コンサルティング契約に基づき当社の企業価値向上をはかり、キャピタルゲイン確保をする目的で本自己株式処分の割当を受けること、但し、割当後1年間は保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は処分予定先から、割当後2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

企業価値向上を目的に、当社が処分予定先と締結したコンサルティング契約に基づく、処分予定先の当社に対する金銭債権を現物出資の目的とするため、該当する事項はありません。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前 (2025年3月27日現在)		処分後	
アートポートインベスト株式会社	36.40%	アートポートインベスト株式会社	36.40%
株式会社ぼると	14.68%	株式会社ぼると	14.68%
TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED	10.06%	TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED	10.06%
株式会社 Colors Japan	2.08%	株式会社 Colors Japan	2.08%
園部 皓志	2.01%	園部 皓志	2.01%
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	1.07%	KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	1.07%
株式会社ケイ・アイ・シー	0.79%	株式会社ケイ・アイ・シー	0.79%
楽天銀行株式会社共有口	0.77%	楽天銀行株式会社共有口	0.77%
KAY LEO BROTHERS LIMITED	0.63%	KAY LEO BROTHERS LIMITED	0.63%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	0.48%	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	0.48%

(注) 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本件自己株式処分が、2026年10月期の業績に対する影響は、軽微なものと考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分により生じる株式の希薄化率は25%未満であり、また、当該処分により支配株主又はこれに準ずる者の異動が生じる見込みもありません。

このため、本自己株式処分は、東京証券取引所の定める上場規則第432条及び同規則に基づく「企業行動に関する規範」の趣旨に照らして、著しい希薄化を伴う第三者割当等に該当せず、株主の利益保護および意思確認の観点から特段の対応を要するものではありません。

したがって、本自己株式処分については、独立した第三者からの意見の取得または株主に対する意思確認手続を実施する必要はないものと判断しております。本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

(千円)

	2023 年 3 月期	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期	2025 年 10 月期
売上高	4,352,285	1,538,273	4,446,741	3,383,239
営業利益	355,884	△13,235	326,376	285,230
経常利益	144,101	△84,885	99,812	△31,856
親会社株主に帰属する 当期純利益	△66,113	98,533	182,415	△85,849
1 株当たり当期純利益 (円)	△2.25	3.37	6.23	△2.90
1 株当たり配当金 (円)	—	1.00	2.00	2.00
1 株当たり純資産 (円)	134.32	137.64	142.71	149.67

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026 年 3 月 27 日現在）

	株式数	発行済株式数に 対する比率
発行済株式数	31,806,190 株	100.0%
現時点での転換価額（行使価額）における潜在 株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株 式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2023 年 3 月期	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期	2025 年 10 月期
始値	308 円	280 円	304 円	300 円
高値	335 円	317 円	398 円	379 円
安値	261 円	262 円	245 円	248 円
終値	303 円	312 円	302 円	253 円

② 最近 6 か月間の状況

	2025 年		2026 年			
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
始値	255 円	230 円	199 円	229 円	231 円	216 円
高値	280 円	249 円	237 円	247 円	236 円	235 円
安値	229 円	189 円	198 円	212 円	203 円	216 円
終値	234 円	200 円	231 円	228 円	216 円	235 円

(注) 2026 年 4 月の欄は 2026 年 4 月 6 日までの株価を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

2026年4月6日	
始値	233円
高値	235円
安値	227円
終値	235円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

割当日	2025年7月14日
発行新株式数	普通株式 2,316,300株
発行価額	1株につき331円
資金調達額	766,695,300円
割当先	Hong Kong Sunlight House Limited 2,316,300株
募集時における発行済株式数	29,489,890株
発行時における当初の資金使途	M&A、企業・案件への投資資金：734百万円
発行時における支出予定時期	2025年8月～2025年12月
現時点における充当状況	全額充当済み

② 第三者割当による第17回新株予約権の発行

払込期日	2025年7月14日
発行新株予約権数	91,954個
発行価額	総額金 33,287,348円 (新株予約権1個当たり362円)
発行時における調達予定資金の額	3,233,286,548円 (内訳) 新株予約権発行分：33,287,348円 新株予約権行使分：3,199,999,200円
割当先	Hong Kong Sunlight House Limited 91,954個
募集時における発行済株式数	29,489,890株
当該募集による潜在株式数	9,195,400株
発行時における当初の資金使途	M&A、企業・案件への投資資金：3,117百万円
発行時における当初の支出予定時期	2026年1月～2028年4月

(注) 第17回新株予約権につきましては、2025年7月25日付開示資料「第17回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、買取消却したため、行使状況並びに調達した資金はありません。

③ 第三者割当による自己株式の処分

処分期日	2026年3月13日
処分株式数	640,400株
処分価額	1株につき246円
処分又は割当方法	第三者割当による処分
処分先	園部 皓志
処分時の発行済株式数	31,806,190株

(注) 2026年2月25日付開示資料「(開示事項の経過) Life Innovation Holdings 株式会社の株式の取得(持分法適用関連会社化)並びに第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」のとおり、処分予定先が所有するLife Innovation 社普通株式23株(157,550千円)の現物出資による払込のため、調達資金の額、使途及び支出時期はありません。

11. 処分要項

「1. 処分の概要」をご参照ください。

以 上